財團法人 協調會福岡出張所
社團法人 協調會福岡出張所

五拾圓）を表面に出さざる事を條件として左項の如き覺書を以て圓滿解決したのである。

十四、解決條件

1、當分の間臨時手當として毎日拾錢支給
2、皆勤賞與は責任を以て考慮
3、殘業に對しては時間給を支給す
4、解雇手當は考慮する
5、年一回五錢以上昇給
6、退職金は各自名義通帳とする
7、犧牲者は出さぬ

覺書の實施事項は三月一日に遡り効力を發生するものとす